

平成21年7月24日 制定  
平成24年7月 1日 改正  
平成27年6月30日 改正

鹿児島市長 森 博 幸

## 鹿児島市中山間地域等における利用者負担額軽減措置実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護サービスを円滑に実施するため、社会福祉法人その他市長が認めた事業者（以下「社会福祉法人等」という。）が中山間地域等（厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）の1に定める地域をいう。）に所在する小規模な事業所（厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）に適合する事業所をいう。以下「事業所」という。）で提供する訪問介護サービスを受けた利用者（以下「利用者」という。）が負担する利用料（以下「利用者負担額」という。）の軽減措置（以下「軽減措置」という。）を実施するについて必要な事項を定めるものとする。

### (軽減措置)

第2条 軽減措置は、社会福祉法人等が事業所の利用者に対して行った軽減措置に係る利用料の一部に相当する額について当該事業所に対して補助金を交付することにより実施する。

2 前項の補助金の交付については、市長が別に定めるところによる。

### (軽減の対象者)

第3条 軽減措置の対象となる利用者は、市民税非課税の者（生活保護受給世帯の者及び法第63条から第69条までに該当する者を除く。）とする。

### (軽減措置の実施の申出)

第4条 社会福祉法人等が事業所で軽減措置を実施しようとするときは、中山間地域等における利用者負担額軽減措置実施申出書（様式第1）により事前にその旨を鹿児島県知事及び市長に申し出なければならない。

### (軽減措置の申請)

第5条 軽減措置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中山間地域等における利用者負担額軽減措置申請書（様式第2）により市長に申請しなければならない。

### (軽減措置の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当である

と認めたときは、軽減措置の対象者を決定し、中山間地域等における利用者負担額軽減措置決定通知書（様式第3）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、市長は、軽減措置の対象者としない決定をしたときは、中山間地域等における利用者負担額軽減措置却下通知書（様式第4）により当該申請者に通知するものとする。

（確認証の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定により決定した軽減措置の対象者に、中山間地域等における利用者負担額軽減措置対象者確認証（様式第5。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

- 2 確認証に軽減措置の割合を記載するものとする。
- 3 確認証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日から、翌年度の7月末日まで（申請日が4月から7月までの期間にある場合にあっては、当該年度の7月末日まで）とする。

（軽減の割合）

第8条 軽減の割合は、利用者負担額の10分の1とする。

（軽減措置対象サービス）

第9条 軽減の対象となるサービス（以下「軽減措置対象サービス」という。）は、社会福祉法人等が提供する次に掲げる訪問介護サービスとする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (3) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
- (4) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

（確認証の提示）

第10条 第7条の確認証の交付を受けた者が軽減措置を受けようとするときは、軽減措置対象サービスの利用開始に当たり、事前に確認証を社会福祉法人等に提示するものとし、社会福祉法人等は確認証に記載されている軽減の割合に基づく軽減を行うものとする。

（他の軽減措置との調整）

第11条 訪問介護サービスの利用者負担額について、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」（平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）の別添1「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業」及び別添2「社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」に基づく軽減措置を受ける利用者に対しては、市長は、この要綱に基づく軽減措置を行わない。

（高額介護サービス費等との調整）

第12条 この要綱に基づく軽減措置を受けた場合における法第51条第1項に規定する高額

介護サービス費、法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給については、当該軽減措置分を利用者負担額から控除した額について適用するものとする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成21年7月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(軽減措置の実施の特例)

2 平成21年4月1日に現に第9条に規定する訪問介護サービスを実施していた事業所で同日からこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に実施した訪問介護サービスについて軽減措置を実施しようとする者が施行日から1月の間にその旨を申し出たときは、第4条に規定する申出があったものとみなす。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市中山間地域等における利用者負担額軽減措置実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市中山間地域等における利用者負担額軽減措置実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

3 この要綱の施行の日前に交付された中山間地域等における利用者負担額軽減措置対象者確認証で有効期限が「平成27年6月30日」と記載されているものの有効期限は「平成27年7月31日」と読み替えるものとする。

